

## 北海道海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 北海道の海岸における良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第15条の規定に基づき、北海道海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (議題)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 海岸漂着物等の発生抑制及び回収・処理に関すること
- (2) 海岸漂着物等対策に係る普及啓発に関すること
- (3) 地域計画の作成または変更に関する意見交換
- (4) 海岸漂着物等対策の推進に関する連絡調整、その他必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関及び団体から選出された者で組織する。

2 必要に応じ、新たな機関及び団体から選出された者を加えることができる。

### (協議会の開催)

第4条 協議会の開催は環境生活部長が通知する。

2 環境生活部長は協議会を開催するときは、次に掲げる事項を構成機関にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 連絡会議の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

3 協議会は、原則として年1回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催する。

### (議事進行)

第5条 協議会の議事進行は、環境生活部環境保全局循環型社会推進課長（以下「循環型社会推進課長」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、循環型社会推進課長は、協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

### (庶務)

第6条 協議会の運営に当たり必要となる庶務は、環境生活部環境保全局循環型社会推進課において処理する。

### (見直し期限)

第7条 本協議会は、平成29年3月29日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、環境生活部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月29日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月11日から施行する。
- 3 この要綱は、令和元年7月29日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年8月29日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年9月5日から施行する。

別表1（第3条関係）

機関・団体名	役 職 名
林野庁北海道森林管理局	総務企画部企画課長
国土交通省北海道開発局	建設部河川管理課長
	港湾空港部港湾計画課長
海上保安庁第一管区海上保安本部	警備救難部環境防災課長
環境省北海道地方環境事務所	資源循環課長
北海道市長会	事務局参事
北海道町村会	政務部長
北海道漁業協同組合連合会	環境部長
北海道森林組合連合会	総務指導部長
公益社団法人北海道産業資源循環協会	事務局長
一般社団法人北海道環境保全協会	事務局長
公益財団法人北海道環境財団	事務局長
NPO 法人北海道海濱美化をすすめる會	会長
浜辺と海をきれいにする会	会長
北海道総合政策部	航空港湾局空港港湾担当課長
	地域創生局地域政策課長
北海道農政部	農政課長
	農村振興局農村整備課長
北海道水産林務部	総務課企画調整担当課長
	水産局水産振興課長
	水産局漁港漁村課長
	林務局林業木材課長
	林務局治山課長
北海道建設部	建設政策局建設政策課政策調整担当課長
	建設政策局維持管理防災課管理担当課長
	土木局河川砂防課砂防災害担当課長
北海道石狩振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道後志総合振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道胆振総合振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道日高振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道渡島総合振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道檜山振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道留萌振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道宗谷総合振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道オホーツク総合振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道十勝総合振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道釧路総合振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道根室振興局	保健環境部くらし・子育て担当部長
北海道環境生活部	環境保全局循環型社会推進課長